

2022年2月7日

各 位

会社名 株式会社 TRUCK-ONE  
代表者名 代表取締役社長 小川 雄也  
(コード番号 3047 福証 Q-Board)  
問合せ先 取締役管理本部長 眞崎 高利  
(TEL. 0833-44-1100)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年1月21日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の第32期定時株主総会に以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	定款変更案
<p>第1条            〽 (条文省略)            第13条</p>	<p>第1条            〽 (現行どおり)            第13条</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u>  <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u>            2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第15条            〽 (条文省略)            第41条</p>	<p>第15条            〽 (現行どおり)            第41条</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">附則 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、施行日から6か月を経過する日まで効力を有するものとする。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日後、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年3月18日(金) 予定

定款変更の効力発生日

2022年3月18日(金) 予定

以 上